

山梨県公報

第六百九十二号

令和八年

十月五日

月曜日

目次

公 告

○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

○公共測量の終了

教育委員会

○山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示

公 告

◎ 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年十月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 オリックス株式会社 代表執行役 高橋英丈 東京都港区浜松町二丁目四番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 笛吹南マーケットタウン 山梨県笛吹市境川町石橋字堰添五百七十五番一 外

2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目四番一号	オリックス株式会社 代表執行役 高橋英丈 東京都港区浜松町二丁目四番一号

3 変更の年月日 令和八年六月二十三日

三 届出年月日 令和八年九月三日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和九年二月五日まで

◎ 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により昭和町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル空中写真撮影）
- 二 測量の地域 山梨県昭和町全域
- 三 測量の期間 令和八年四月三日から同年九月十七日まで

教育委員会

山梨県教育委員会告示第四号

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月五日

山梨県教育委員会

教育長 荻野智夫

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程（昭和六十年山梨県教育委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第一項に規定する就学に要する経費を負担すべき者」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等」に改め、同項第六号中「（平成二十二年法律第十八号。次号において「法」という。）」を削り、同号イ中「次号及び」を削り、「次条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加え、同項第七号を次のように改める。

七 山梨県公立高等学校高校生等・新修学支援金支給要領の規定により支給する高校生等・新修学支援金の支給を認定された生徒（次条第一項第四号において「新修学支援金受給権者」という。）であつて定時制の課程又は通信制の課程に在学するものが、前号イ又はロのいずれかに該当するとき。

第三条第一項第四号中「臨時支援金の支給を認定された算定対象期間（受給権者である期間を除く。）」を「新修学支援金受給権者である期間（当該年度に限る。）」に改め、同条第二項中「前条第一項第六号」の下に「又は第七号」を加え、「同号」を「、同項第六号」に改め、「、同項第七号に掲げる場合の授業料減免の単位数は十八単位を超える部分の単位数」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の規定は、令和八年四月一日から適用する。